

人権問題は人権擁護委員に相談を

人権擁護委員制度をご存知ですか

人権とは「全ての人が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」または「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」のこと。誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものです。

しかし現実の社会では、保護者からの虐待によって子どもが命が奪われたり、パートナーからの暴力によって心や身体に深い傷を受けることがあります。高齢だから、障害があるから、外国人だからという理由で差別を受けることもあります。人権は誰もが関係する権利。もう一度、考えてみませんか「人権」のこと。

制度の変革

昭和23年に、まず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的な人権を擁護する機

関である「人権擁護委員制度」が誕生しました。

人権問題は、人権擁護委員にご相談ください。

町内には4人の委員

本町には、川根本町長から推薦され、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。

- 澤村泰子(徳山)
- 下原 泰(久野脇)
- 澤本文男(田代)
- 芹澤通江(小長井)

全国一斉特設人権相談所

6月1日(金)に、『人権擁護委員の日』にちなんで「全国一斉特設人権相談所」を開設します。相談には町内の人権擁護委員が対応します。相談は無料です。秘密は堅く守られますので、気軽に相談ください。

時間 午前10時～午後3時
場所 ①山村開発センター2階
小会議室

②文化会館2階
第2和室

この「ふるさと納税」制度は、住民税の一部(原則として1割程度)を、応援したい市町村に対して「寄付」という形で財政的な支援ができるという制度です。

生まれ育ち、生活の経験のある市町村はもちろん、実際に訪れたことのない市町村であっても、応援したいと思う市町村ならどこにでも支援ができます。

ふるさと納税として寄付をされた場合、現在住んでいる市町村に納めている住民税のおよそ1割を上限として、住民税と所得税が減税されるというものです。

町民の皆様におかれましても、ご親戚やお知り合いの方で、川根本町にふるさと納税をお勧めできる方がおりましたら、ぜひご案内いただき、川根本町を応援していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、納税の方法など、詳しいことにつきましては、町のホームページをご覧ください。

たくさんのご厚意が寄せられています

ふるさと川根本町への応援を形に

役場企画課までお問い合わせください。

次の方々は、平成23年度におきまして、川根本町に対してふるさと納税により「寄付いただきました皆様方です。

(お名前は、ご了承いただいた方のみ、順不同で紹介をさせていただきます。金額の公表は、控えさせていただきます。)

- | | |
|-------|---------|
| ・名古屋市 | 増田 道直 様 |
| ・東京都 | 中村アツコ 様 |
| ・焼津市 | 森 賢一 様 |
| ・名古屋市 | 渡辺 哲也 様 |
| ・掛川市 | 石田 吉央 様 |
| ・焼津市 | 片瀬 忠良 様 |
| ・島田市 | 伊藤千佳子 様 |
| ・藤枝市 | 竹内 俊明 様 |
| ・藤枝市 | 諸田 芳紀 様 |

「ふるさと納税」へのご寄付ありがとうございます。

気を付けて！子どもと高齢者の事故多し

地域の交通事故ゼロを目指して

全国一斉に実施された「春の全国交通安全運動」に併せて、本町でも町内11カ所で、運動初日に当たる4月6日(金)午前7時から、早朝街頭指導及び広報を実施しました。

交通安全協会島田地区支部川根本町分会の主催で駐在所警察官、交通指導員、町内事業所や地区の皆さんが参加しました。

この時期は、新入学児童を中心とした子どもたちを交通事故から守るとともに、増加する高齢者の交通事故を抑止するため、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として取り組みました。

神田優一分会長(寺馬)は「高齢者が関係する事故が多発している。よく確認すれば避けられるケースが多いので、注意しながら運転することを心掛け、事故が起きない地域にしていきたい。」と話していました。

静岡県警察本部によると、平成23年度の人身交通事故発生状況は、前年度に続き増加してい



るものの、死者数は3年連続して減少し、昭和28年以降の最小記録を更新したとのこと。

特に高齢者の皆さんには「目立つ服装と、夜間は反射材の着装を」と呼びかけています。

本町においても事故のない安全で安心なまちづくりを目指しましょう。

本町は平成21年度に「川根本町健やかウォーキングカード」を制作しました。どなたでも個々の目標歩数・距離・時間などを地区の保健委員に申告してカードの交付を受けることができます。地域の健康づくりリーダーである保健委員にとっても地域住民の皆さんと身近に触れ合うことができる新たな活動の一つとなっています。

一枚のカードには60日分の歩行記録ができ、3枚(180日分)のカードがいつぱいになった人を「健やかウォーキング実践者」として紹介します(掲載の同意が得られた人のみ)。

平成23年1月号で紹介した、桑野山の柚本金一さんは、健やかウォーキングカード記録3枚達成者第1号です。その後、町内の保健委員から、続々と実践者の報告が届いています。その数は、達成者36人、内2回目の達成者は6人。

朝夕に、家族や仲間と一緒にウォーキングしている人を多く見かけます。

日常のストレスからくる体調不良も改善

健康のため歩いていきますか？

ウォーキングのいいところは、健康増進のほか、ストレス解消、寝たぎりの予防、肥満解消などの効果も期待できます。せっかくの川根本町のいい空気を吸いに歩いてみましょう。想像もしないようなひらめきや発見に出会えるかも。

まだ「健やかウォーキングカード」の交付を受けていない人は、地区の保健委員または生活健康課健康室・住民生活室まで申し出てください。

地区	実践者	目標歩数・時間 (一日当たり)	180日間合計 歩数・時間	保健委員
田野口	小川二三男	1時間30分	262時間50分	中村和江
小長井	池下加市	50分	155時間55分	松下君江
久保尾	水口富佐江	13,000歩	2,724,187歩	水口富佐江
久保尾	松永久枝	6,000歩	1,694,964歩	水口富佐江
久保尾	松本貞子	5,000歩	893,079歩	水口富佐江